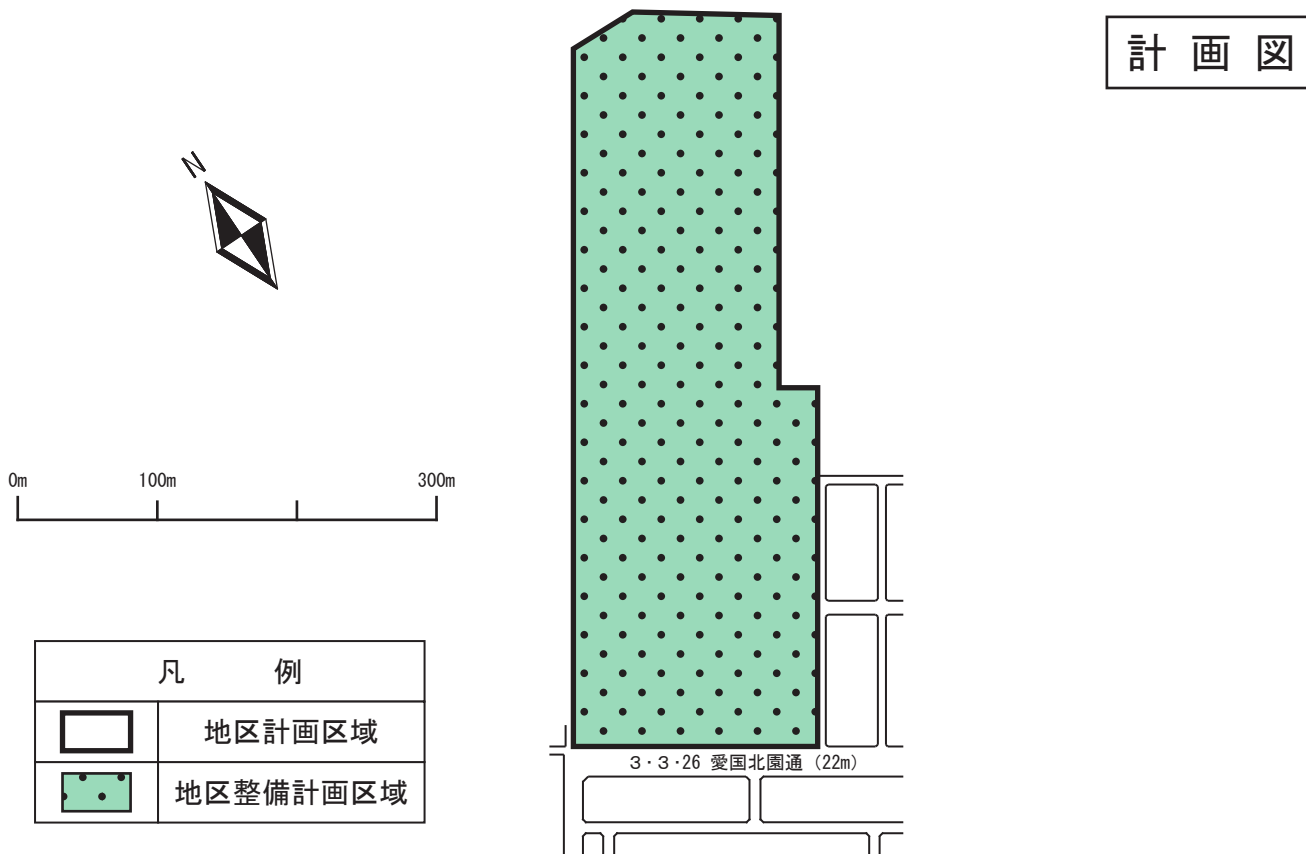
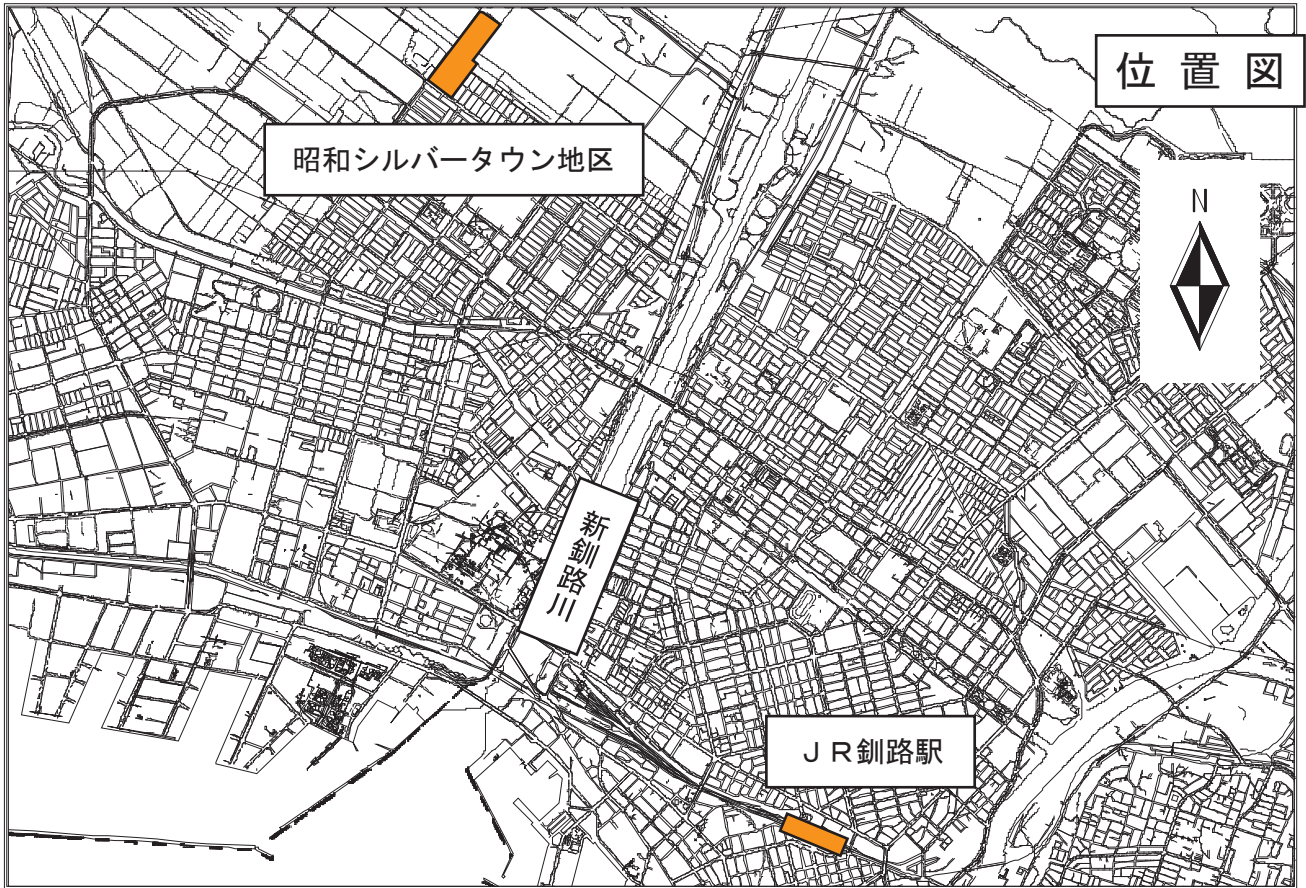


釧路圏都市計画 昭和シルバータウン地区 地区計画



釧路圏都市計画 昭和シルバータウン地区 地区計画

1 地区計画の方針

名称	昭和シルバータウン地区地区計画	
位置	釧路市昭和190番の一部	
区域	計画図表示のとおり	
面積	8.9ha	
地区計画の目標	<p>当地区はJR釧路駅から北西約6kmに位置し、都市計画道路「愛国北園通」の幹線道路に面し、釧路湿原を望む豊かな自然と良好な住宅地に接している地区である。</p> <p>近年、高齢化に対応した施設整備が急がれているところであり、当地区は、高齢者福祉施設の総合的な整備を図ることを目標とする。</p>	
区域の整備・開発・保全に関する方針	土地利用の方針	シルバータウン「夕秀の里」事業の土地利用計画を、基本として、当地区の特性に応じた適正な土地利用を図り老人保健・福祉・医療の各施設を総合的に配置する地区とする。
	地区施設の整備の方針	
	建築物等の整備の方針	高齢化に対応した高齢者福祉施設の総合的な整備が図られるよう、老人保健・福祉・医療等の各施設の立地を誘導する。

2 地区整備計画

地区の名称	昭和シルバータウン地区	
地区整備計画を定める区域	計画図表示のとおり	
地区整備計画の区域の面積	8.9ha	
建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	<p>次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 専用住宅（建築基準法別表第二（イ）項第1号に掲げる「住宅」をいう。） 2 店舗 3 ホテル、旅館 4 スポーツ練習場（建築基準法別表第二（ロ）項第3号に定めるものをいう。） 5 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券販売所、場外馬券売場その他これらに類するもの 6 カラオケボックスその他これらに類するもの 7 自動車教習所
	壁面の位置の制限	道路境界線から建築物の外壁又はこれに代わる柱の面までの距離の最低限度は、1mとする。
	建築物等の形態又は意匠の制限	建築物の外壁・屋根は刺激的な色彩又は装飾を避け、美観・風致を損なわないものとする。
備考	用語の定義及び算定方法については、建築基準法及び同施行令の例による。	